

## 金融課検査業務非常勤嘱託員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市信用保証協会検査要綱第3条第3項（以下「要綱」という。）の規定に基づき、川崎市経済労働局経営支援部金融課に勤務する検査業務非常勤嘱託員について、必要な事項を定める。

### (職名及び身分)

第2条 非常勤嘱託員の職名は、金融課検査業務非常勤嘱託員（以下「検査員」という。）とし、検査員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定されている特別職の非常勤嘱託員とする。

### (定員)

第3条 検査員の定員は1名とする。

### (任用)

第4条 検査員は次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。
- (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。
- (3) その他市長が必要と認める者

### (任用期間)

第5条 検査員の任用期間は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

### (職務)

第6条 検査員の職務は、川崎市信用保証協会検査要綱第3条第3項に基づき、川崎市経済労働局経営支援部金融課において実施する川崎市信用保証協会に対する検査業務において専門的な立場から検査業務に従事するとともに、本市に対して助言を行う。

(報酬)

第7条 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）の規定に基づき、検査員に報酬を支給する。

2 前項の報酬は日額とし、その額は16,000円とする。

(秘密保持)

第8条 検査員は、検査の過程において知り得た事実について、法令で定めのあるものほかはこれを外部に公開してはならない。

(庶務)

第9条 検査員に関する事務は、経済労働局経営支援部金融課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他、検査員に必要な事項は、経済労働局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。